

小城郡合併協議会規約に係る協議書

小城町長、三日月町長、牛津町長及び芦刈町長（以下「４町の長」という。）は、小城郡合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する４町の長が協議して定める事項について、下記のとおり協議したので、協議書を取り交わす。

記

１ 協議して定める事項

根拠となる規約条文	協議して定める内容
第 6 条第 1 項	会長及び副会長の選任
第 7 条第 1 項第 3 号	委員の選任
第 1 2 条	事務局の職員の任命
第 1 4 条	経費及び負担の決定
第 1 5 条第 1 項	監査委員の選任

２ 協議して定めた事項

(1) 規約第 6 条第 1 項に定める会長及び副会長の選任について

- ・会長には、牛津町長 牧口新太を選任する。
- ・副会長には、小城町長 江里口秀次、三日月町長 林富佳、芦刈町長 中島正之を選任する。

なお、第 3 項で規定する会長が欠けたときの職務代理者には、三日月町長 林富佳を選任する。

(2) 規約第 7 条第 1 項第 3 号に規定する学識経験を有する者について

４町の長が各々選出する者とし、次に掲げるとおりとする。

小城町	三日月町	牛津町	芦刈町
江 島 一	上 野 美智子	井 上 俊 夫	荒 巻 利 幸
小 柳 容 子	香 月 チエミ	加 藤 邦 子	石 橋 正 明
中 尾 伸 代	末 次 正二郎	松 尾 智 美	下 村 廣 子
服 巻 芳 史	松 永 幸 雄	山 本 康 徳	古 川 恭 子

(3) 規約第 1 2 条に規定する事務局の職員について

	小城町	三日月町	牛津町	芦刈町
事務局長	原 田 繁 美			
事務局員	高 島 政 孝	野 口 司 郎	麻 生 義 之	中 島 弘 人
	納 富 武 司	高 塚 雄 治	南 里 智 紀	南 里 頼 弘

なお、事務局員の事務分掌については、事務局において協議するものとする。

また、事務所の位置は、会長が定めるものとする。

(4) 規約第 14 条に規定する協議会に要する経費及び 4 町の負担額について

- ・協議会に要する経費は、別紙のとおりとする。
- ・4 町の負担割合は、均等割とする。

(5) 規約第 15 条第 1 項に規定する監査委員の選任について

小城町	三日月町
久保三郎	野口進

(6) 協議内容等の変更について

この協議書に定める事項に変更する必要があるときは、4 町の長で協議するものとする。

上記協議の証として本書 4 通を作成し、各 1 通を所持するものとする。

平成 14 年 8 月 28 日

小城町長 江里口 秀 次

三日月町長 林 富 佳

牛津町長 牧 口 新 太

芦刈町長 中 島 正 之